

平成 26 年 6 月 11 日
消 防 庁

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令案等に対する意見募集の結果及び政令等の公布

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令案及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則案の内容について、平成 26 年 4 月 9 日から平成 26 年 5 月 8 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、1 件の御意見を頂きました。頂いた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見募集の結果を踏まえ、本日、政令及び省令を公布しました。

1 政令及び省令の制定内容

一般職の国家公務員が消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第 10 条第 1 項により兼職を認められたとき等の職務専念義務の免除についての政令を制定するとともに、兼職及び職務専念義務の免除の手続についての省令を制定すること。

2 意見募集の結果

政令案及び省令案について、平成 26 年 4 月 9 日から平成 26 年 5 月 8 日までの間、意見を募集したところ、1 件の御意見を頂きました。

頂いた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

3 政令及び省令の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則を本日公布しました。



(事務連絡先)

消防庁国民保護・防災部地域防災室

課長補佐 岡地、事務官 馬内

TEL 03-5253-7561 (直通)

FAX 03-5253-7535

意見募集の結果について

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令案及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る規則案に対する御意見及び御意見に対する行政の考え方について

1. 提出された御意見及び御意見に対する考え方の概要

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令案及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る規則案について、平成26年4月9日から平成26年5月8日までの間、意見を募集したところ、1件の御意見の提出がありました。頂いた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

2. 政令及び省令の公布

消防庁では、以上の意見募集の実施結果等も踏まえて検討し、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令（平成26年政令第206号）及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る規則（平成26年内閣官房・総務省令第1号）を平成26年6月11日に公布しました。

今後とも、国民の安全・安心を守る消防行政を展開してまいりますので、引き続き、消防行政に御理解を賜るようお願いします。

3. 本件問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室（担当：馬内）

電話：03-5253-7561

【消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令案及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則案についての御意見の概要及び御意見に対する考え方】

御意見の概要	御意見に対する考え方
○ 職務専念義務の免除は、式典や訓練にも適用されるのか。	・ 消防団活動としての式典や訓練であれば承認される。
○ 職務専念義務免除は所属長の専決により処理できるよう配慮が必要である。	・ 各府省等において、必要に応じて、専決により処理することも可能である。
○ 兼職請求書を提出しなければならぬことにより、かえって国家公務員の消防団加入の足かせになるのではないか。	・ これまでも国家公務員が非常勤の消防団員として活動するためには、兼業許可申請書を提出し、許可を得る必要があったところ、兼職請求書は、当該兼業許可申請書よりも簡素化した様式となっていることから、請求者の負担が増えることはないと考えている。
○ 兼職請求書中、所在地、俸給表、勤務時間の記入欄は不要ではないか。 また、職員番号は必要ではないか。	・ 所轄庁の長が兼職を認めるに当たって職務の遂行に著しい支障を生じるか否かの判断に当たり、職員の勤務地、職責に基づく俸給、勤務時間等を考慮する必要があると考えている。 また、職員番号については、職務の遂行に著しい支障が生じるか否かの判断に当たり考慮する必要はないと考えている。
○ 職務専念義務免除承認請求書は、事前に提出することは困難ではないか。	・ お尋ねの請求手続については、可能な限り迅速に行っていただきたいと考えている。
○ 消防団活動は、ボランティア休暇の適用でいいのではないか。	・ 報酬を得て行う非常勤の消防団員としての活動は、いわゆるボランティア休暇の適用対象とはならない。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条 第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る 職務専念義務の免除に関する政令について（概要）

消防庁国民保護・防災部地域防災室

1. 経緯

議員立法により消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（以下「消防団等充実強化法」という。）が平成25年12月5日に成立し、同月13日に公布された。

消防団等充実強化法第10条において、消防団活動の充実強化を図る観点から一般職の国家公務員（非常勤職員（国家公務員法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。以下同じ。）と消防団員との兼職に係る国家公務員法第104条の特例規定が設けられ、公布の日から起算して6月を経過した日（平成26年6月13日）から施行するとされているところ。

2. 政令制定の必要性

一般職の国家公務員の兼業については、国家公務員法第104条により許可が必要となっており、職務専念義務については、同法第101条第1項及び職員の兼業の許可に関する政令第2条により同法第104条の許可の範囲内で免除できるとされているところ。

一般職の国家公務員は、消防団等充実強化法第10条の規定により、国家公務員法第104条の許可を得ることなく消防団員との兼職が可能となったため、この場合等における職務専念義務の免除に係る規定を整備し、消防団の活動の充実強化を図る必要がある。

3. 政令の概要

一般職の国家公務員が消防団等充実強化法第10条第1項により兼職を認められたとき等の職務専念義務の免除について規定する。

4. 施行期日

平成26年6月13日（金）

政令第二百六号

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

1 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二十五年法律第一百十号）第十条第一項の規定により非常勤の消防団員と兼職することを認められた一般職の国家公務員並びに一般職の国家公務員のうち非常勤の消防団員と兼職する非常勤職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員は、内閣官房令・総務省令で定めるところにより、その所轄庁の長（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員にあつては、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長。次項において同じ。）の承認を受けて、消防団員としての活動を行うためにその割り振られた正規の勤務時間の一部を割くことができる。

2 前項の承認の請求があつた場合において、所轄庁の長は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを

承認しなければならない。

附 則

この政令は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する 法律第十条第一項の規定による国家公務員の 消防団員との兼職等に関する規則について（概要）

消防庁国民保護・防災部地域防災室

1. 経緯

議員立法により消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（以下「消防団等充実強化法」という。）が平成 25 年 12 月 5 日に成立し、同月 13 日に公布された。

消防団等充実強化法第 10 条において、消防団活動の充実強化を図る観点から一般職の国家公務員（非常勤職員（国家公務員法第 81 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。以下同じ。）と消防団員との兼職に係る国家公務員法第 104 条の特例規定が設けられたところ。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令（以下「政令」という。）において、一般職の国家公務員が消防団法第 10 条第 1 項により兼職を認められたとき等の職務専念義務の免除について規定された。

これを受けて、本省令において兼職及び職務専念義務の免除に関する手続について規定するところである。

2. 規則の概要

消防団等充実強化法第 10 条第 1 項に規定する求め及び政令案第 1 項に規定する承認の請求の手続について規定する。

3. 施行期日

平成 26 年 6 月 13 日（金）

内閣官房

○ 令第一号

総務省

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二十五年法律第百十号）第十条第一項の規定を実施するため、及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令（平成二十六年政令第二百六号）第一項の規定に基づき、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則を次のように定める。

平成二十六年六月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 新藤 義孝

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則

（兼職の請求）

第一条 一般職の国家公務員による消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項に規定する求めは、別記様式第一号の兼職請求書でしなければならない。

(兼職台帳の整備)

第二条 所轄庁の長(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員にあつては、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長)は、一般職の国家公務員の兼職に関する台帳を備え、これに次に掲げる事項を記載するものとする。

一 兼職を認めた年月日

二 一般職の国家公務員の氏名及びその占める官職並びにその適用を受ける俸給表の種類及びその属する

職務の級

三 兼職先及びその階級名

四 兼職予定期間

(職務専念義務免除の承認の請求)

第三条 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消

防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令第一項に規定する承認の請求は、別記様式第二号の職務専念義務免除承認請求書でしなければならない。

附 則

この命令は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

